

津山市第 5 次総合計画

基本構想(答申案)

基本構想

- 1 基本理念（めざすまちの姿）
- 2 人口減少社会への挑戦
- 3 目標人口
- 4 開花プログラム（まちづくりの大綱）
- 5 開花プログラムの推進方策
- 6 土地利用の考え方

1 基本理念（めざすまちの姿）

彩りあふれる花開く 津山の創造

～市民一人ひとりの想いがかなう 夢と希望の花が咲き誇るまち～

市民一人ひとりが、可能性を求め挑戦でき、10年先には希望に満ちた彩りあふれる花を咲かせるために、愛着と誇りを感じ、住み続けたいと思える津山のまちを創造することを基本理念とします。

本格的な人口減少社会が到来するこの10年間は、子や孫の世代に誇りあるまちを継承していくための非常に重要な期間となります。

全国的に人口減少克服と地方創生のための取組が進められる中で、本市の特色である歴史・文化・自然など多くの地域資源を見つめ直し、磨きあげることで、新たな魅力を加えるとともに、活力と住みやすさが感じられる着実にまちの創生を進めていきます。

そして、可能性と挑戦を胸に、市民一人ひとりだれもが役割と生きがいを持つことができ、一人ひとりの想いがかなうい、夢と希望の花が咲き誇る津山を創り続けます。

2 人口減少社会への挑戦

津山市の人口減少の原因は、少子高齢化の進展進行による「自然減」と、都市部への人口流出による「社会減」が、同時に起きているところにあります。

急速に進む人口減少に歯止めをかけるためには、子どもを産み育てやすい環境を整備し、出生数の増加につなげるとともに、魅力ある働き場所を確保し、若い世代の「Uターン」による流入促進と、地元就職による流出抑制への取組を、長期的な視点に立ち、積極的に実施しなければなりません。

そのために、市民はもとより、移住を検討する者のニーズを的確にとらえ、施策の重点化を図りながら、時代を先取りした効果的な政策を実行します。

3 目標人口

本計画の目標年次である平成37年（2025年）での本市の目標人口は、95,000人とします。

4 開花プログラム（まちづくりの大綱）

めざすまちの姿を実現し、市民満足量を増加させるために、次の5つの開花プログラムにより、まちづくりを進めます。

（1）開花プログラム1：子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり

ア 子どもが健やかに育つために

妊娠から出産、育児までの継続した支援により、安心して子どもを産み育てられる環境をつくりまします。

イ 次代を担う子どものために

すべての子どもの自主性や個性が尊重され、健やかに成長し、豊かな学びを得て、確かな学力と社会を生き抜く力を身に付けることができる教育を推進します。

ウ 心も体も元気であるために

生涯にわたり自主的に学び続けることができるように、文化・芸術やスポーツを楽しむ環境を整備し、人と人との交流を促進します。

エ 歴史・文化を守り伝えるために

長い歴史と特色ある風土に培われた文化資産の保存と活用に取り組み、地域に誇りと愛着がもてる文化を育みます。

（2）開花プログラム2：健やかで安心できる支え合いのまちづくり

ア 誰もが健康で暮らせるために

地域医療や救急医療体制の充実を図り、適切な医療サービスの提供とともに、生活習慣病予防や食生活習慣の改善のため、健康管理、食育の推進に取り組みます。

イ 支え合いのまちをつくるために

高齢者が生きがいを感じながら、生涯元気で暮らせる環境をつくとともに、障害のある人が、自立した生活を送ることができるよう、地域で支えるしくみを構築します。

ウ 市民が主役のまちをつくるために

人や地域のつながりを大切にし、誰もが社会の重要な一員としてお互いに認め合うことができるように、市民一人ひとりに役割や居場所があり、コミュニティ活動に主体的に参画できる環境づくりに取り組みます。

（3）開花プログラム3：雇用の創出とにぎわいのあるまちづくり

ア 経済を発展させ働く場を維持するために

雇用の創出と経済的基盤の安定に向け、中心市街地の活性化、地元企業の育成・支援、産学官での技術開発、販路開拓などを推進するとともに、企業立地を進め、**地域経済の好循環を生み出します**。あわせて、移住・定住支援に取り組み、企業の人材確保を支援し、若者のI J Uターンによる地元企業

への就職促進など定住化を図ります。

イ ずっと続けていける農林水産業のために

農地や森林の多面的な機能を維持し、担い手の育成や付加価値の高い農林水産物の生産に取り組むとともに、農商工連携、地産地消や6次産業化を推進し、次の世代につなげる農林水産業の振興を図ります。

ウ 魅力発信できるまちになるために

観光資源や特徴ある食文化を発信しながら、観光産業の育成や広域的な観光振興に取り組み、交流人口の増加を図ります。

(4) 開花プログラム4： 豊かな自然環境の保全と快適に暮らせるまちづくり

ア 豊かな環境を次世代に残すために

豊かな森林と美しい里山に恵まれた本市の自然環境を保全するとともに、地域振興をめざしたエネルギーの地産地消や効率的な活用を図り、低炭素都市の実現に努めます。

3R（リデュース（注6） リユース（注7） リサイクル（注8））に取り組み、循環型社会の形成を推進します。

イ 心地よく生活するために

市民が安らぎを感じながら快適に暮らせるように、公園の環境整備と緑地の保全を図るとともに、空き家の適正管理など生活環境の改善を進めます。

くらしと環境を守る污水处理施設の整備を進めるとともに、ライフラインである上水道の適正な維持管理に努め、安定的な供給体制を維持します。

(5) 開花プログラム5： 災害への備えと都市機能の充実したまちづくり

ア 快適な都市環境をつくるために

計画的な道路ネットワークの整備充実や、公共交通の利便性向上を図り機能的な都市環境を提供するとともに、歴史的資産の保存と活用に努め、伝統あるまちの魅力をつくります。

誰もが快適に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザイン（注9）や住宅の耐震化に配慮した住環境の整備に取り組みます。

イ 災害に強くなるために

災害から市民を守るため、消防・防災体制の充実と防災意識の高揚を図るとともに、河川改修や土砂災害危険箇所の整備を通じて、防災、減災に努めます。

ウ 安心して暮らせるために

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、警察などと連携し、犯罪抑止に努め、防犯組織の育成支援に取り組むとともに、交通安全対策を推進します。

5 開花プログラムの推進方策

横断的な視点から開花プログラムを実践していくために、次の推進方策により、重点的かつ効率的な行財政運営を行います。

(1) 効率的な市政を推進するために

新たな行政需要や多様化する市民ニーズに応えていくためには、市民、地域、行政が協働し、市民の参画を促すとともに、まちづくりに関する情報を積極的に提供し共有化を図り、多くの市民の声と力を活かして、効率的で実効性の高い事業を推進します。

市民が最新の市政情報をいち早く入手できるように、各種媒体による情報発信にも取り組むとともに、本市の魅力を市外に発信し、知名度の向上、定住や交流人口の増加を図るため、シティ・プロモーション(注10)に取り組みます。

ファシリティ・マネジメント(注11)を推進し、公共施設の統廃合、再編を進めるとともに、行財政改革の推進や事務事業の見直しに取り組めます。あわせて、職員の資質向上や定員管理の適正化など組織の活性化を図ります。

I C T(注12)環境の充実を図り、行政運営の効率化や市民の利便性の向上を図ります。

(2) 圏域の一体的な発展のために

県北の中心都市として、広域行政を推進し、積極的に交流・連携に取り組めます。

また、人口減少が進む中、圏域内の自治体が十分な生活機能を確保し、地域住民の利便性の向上を図っていくために、定住自立圏(注13)の実現による持続可能な圏域の新たなあり方を追求します。

6 土地利用の考え方

(1) 都市構造

本市は、これまで高度成長期を経て市街地が拡大し、郊外の丘陵地や農地においても宅地開発が進むなど、都市のスプロール化（注14）が進んできました。本格的な人口減少、少子高齢社会の到来による社会環境の変化に的確に対応するためには、これまでの拡大型の都市構造から、コンパクトでまとまりのある都市構造への転換を一層進める必要があります。

持続可能なまちづくりを目指し、都市機能の集約化や生活サービス機能の維持向上を図るとともに、地域資源や特性を活かしつつ、各地域の拠点を中心として、相互に連携・補完することができる「多極連携型のまちづくり」に取り組みます。

ア 拠点の考え方

中心拠点と地域生活拠点を設定し、これらを相互に連絡する交通や情報などのネットワークにより、市域全体での連携・交流を図ります。

過疎化が進行する中山間地域などにおいては、小さな拠点づくりを推進し、地域の活力を維持するとともに、これらの小さな拠点や周辺集落、地域生活拠点をつなぐ移動手段を確保することにより、安心して暮らし続けられる地域生活圏の形成に取り組みます。

(ア) 中心拠点

県北の中心都市としてふさわしい多様な都市機能や公共施設などが集積し、地域連携・交流を支えるとともに、広域的な機能を有する本市全体の中心となる地区。

(イ) 地域生活拠点

支所や出張所周辺の生活関連施設や公共施設などが集積する地域の生活を支える地区。

(ウ) 小さな拠点

中山間地域などにおいて、公民館や小学校区等を単位として、生活環境やコミュニティを維持するため地域活動や交流の拠点となる地区。

イ 都市軸の考え方

本市の拠点性を高めるとともに、地域間の連携・交流を促進し一体的なまちづくりを推進するため、広域連携軸と地域連携軸を設定します。

(ア) 広域連携軸

県南地域や周辺市町村との連携強化や交流促進を図るため、高速自動車道や地域高規格道路、一般国道などの広域道路網と、鉄道・バスなどの公共交通網及び情報通信網を広域連携軸として設定します。

(イ) 地域連携軸

中心拠点と地域生活拠点を結び、地域間の連携や交流促進を図るため、一

般国道や県道、主要幹線道路などの地域道路網と、鉄道・バスなどの公共交通網及び情報通信網を地域連携軸として設定します。

(2) 土地利用方針

土地は限られた資源であり、将来にわたっての生活や経済活動の共通基盤であることから、その利用については自然との調和を図り環境負荷に配慮するとともに、地域の特性を踏まえた長期的な視点のもと、総合的かつ計画的な利用の推進に努めます。

以下に、エリアごとの利用方針を示します。

ア 森林・里山エリア

豊かな自然環境の保全と活用を基本に、林業振興や集落の生活環境の維持向上を図るとともに、市民や来訪者の交流の場として活用します。

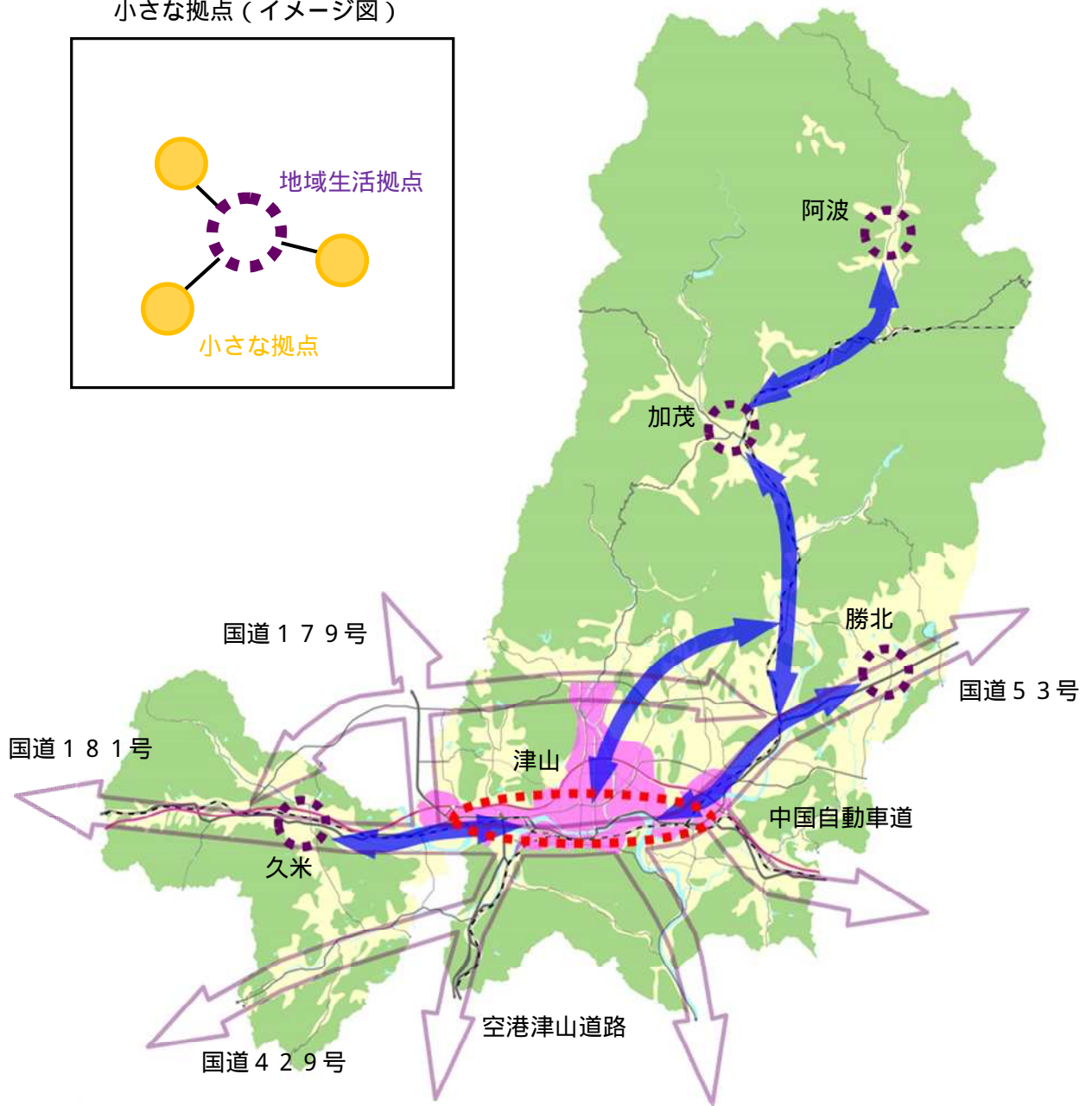
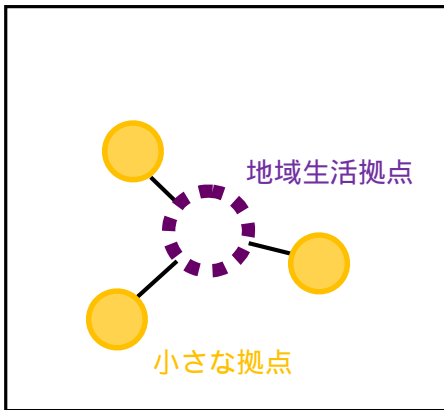
イ 田園エリア


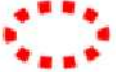





良好な農地の保全を基本に、農業振興、生産基盤の強化、耕作放棄地の利活用などに取り組むとともに、集落の生活環境の維持向上を図ります。

ウ 市街地エリア

適切な土地利用の誘導を行い、市街地の拡散の抑制と都市機能の集積を図ることを基本に、空き店舗や低未利用地の有効活用を促進し民間開発を誘導するなど、コンパクトでまとまりのある市街地形成に取り組むとともに、快適で暮らしやすい住環境の創出を図ります。

小さな拠点（イメージ図）



凡 例			
	森林・里山エリア		中心拠点
	田園エリア		地域生活拠点
	市街地エリア		地域連携軸
			広域連携軸

語句説明

(注6) リデュース (Reduce)

使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることがないように、物を製造・加工・販売し、物を大切に使い、必要のないものは買わない、もらわないなどして、ごみを減らすこと。

(注7) リユース (Reuse)

使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること。

(注8) リサイクル (Recycle)

使用済みになったものを、ごみとして廃棄せずに分別するなどして、資源として再び利用すること。

(注9) ユニバーサルデザイン (Universal Design、UD)

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計 (デザイン) をいう。

(注10) シティプロモーション

まちの魅力を発見、発掘、創造し、さらに磨きあげ、まちが持つ様々な地域資源を国内外に発信することで、自らのまちの知名度や好感度を上げ、地域そのものを全国に売り込む活動のこと。

(注11) ファシリティ・マネジメント

市の有する建物、構築物等を最適な状態 (コスト最小、効果最大) で保有し、運営、維持するための総合的な管理手法。

(注12) ICT

情報通信技術。コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術。

(注13) 定住自立圏

圏域の中心的な役割を担う「中心市」とその周辺にある「近隣市町村」が、それぞれの地域資源等を活用して、集約とネットワークにより互いに役割分担し、連携・協力により、圏域全体で必要な生活機能を確保し、人口定住を促進しようとするエリア。

(注14) 都市のスプロール化

都市が無秩序に拡大していく現象のこと。

総合計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の名称
- 3 計画の構成と期間
- 4 津山市の現況

1 計画策定の趣旨

本市は、平成17年2月の合併後、平成18年度を初年度とする「津山市第4次総合計画」を策定し、めざすまちの姿を「キラめく未来 人と自然が活きるまち」と定め、平成27年度を目標年次として、各種施策・事業を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、雇用の場の縮小による働き世代の転出と、出生率の低下に伴う人口減少が進行するとともに、東日本大震災を契機とした再生可能エネルギーの普及拡大、情報通信の高度化、経済のグローバル化、地方分権のさらなる進展など、本市をとりまく社会環境や構造が大きく変化してきました。

本計画は、本市の特性や時代の潮流の変化を的確に捉えつつ、市民の多様なニーズを把握しながら、人口減少に歯止めをかけ、めざすべき姿と進むべき道筋を明らかにするための、総合的なまちづくりの指針として策定します。

策定にあたっては、本市における将来の厳しい人口推計を示し、市内全域での地区別懇談会や分野別懇談会を開催するとともに、市民満足量調査を実施するなど、幅広く市民の意見を聞き、計画に活かすよう努めました。

2 計画の名称

津山開花宣言 ～津山市第5次総合計画～

3 計画の構成と期間

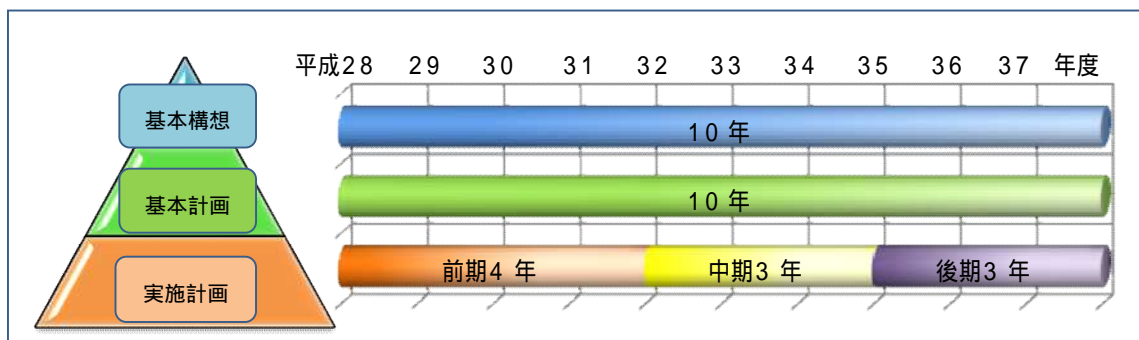
本計画は「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成します。

「基本構想」は、本市のめざすまちの姿を実現するための大綱を定めるものです。

「基本計画」は、基本構想に掲げる大綱の方向性を具体化し、各分野における施策の方針など具体的な内容を、体系的に明らかにするものです。

「実施計画」は、基本計画において定めた施策を着実に推進するため、具体的な事業の内容を年次的に示すものです。

計画期間は、平成28年度を初年度とする平成37年度までの10年間とします。変化する社会状況に対応するため、実施計画は、平成28年度から31年度までを前期、平成32年度から34年度までを中期、平成35年度から37年度までを後期とし、計画書は期別に作成し、効率的、重点的に事業の推進を図ります。



4 津山市の現況

(1) 位置と面積

本市は、岡山県北東部に位置し、北は鳥取県、南は中部吉備高原に接する位置にあります。

近くの都市中心部への距離は、南は岡山市へ約60km、北は鳥取市へ約75km、東は姫路市へ約90km、西は新見市へ約75kmで、山陽と山陰のほぼ中間にあります。また、大阪市へは約160km、下関市へは約390kmで、中国自動車道を利用してそれぞれ約2時間、5時間の位置にあります。面積は、現在506.33km²となっています。

(2) 地勢と自然

地勢は、市街地から中国山地まで約1,000mの標高差を有していますが、おおむね平坦で、市街地の中央部を岡山県三大河川の1つである吉井川が貫流しています。

気候は、夏冬の温度較差が大きい内陸性気候で、年間平均気温13.7、年間降水量1,416mm(昭和56年～平成22年平均)となっています。

(3) 沿革

本市は、713年(和銅6年)美作国が設けられ、国府が現在の津山市総社に置かれて以来、県北の中心地域としての歴史が始まりました。

1603年(慶長8年)森忠政公が美作全域18万6千5百石の領主として入封し、津山城と城下町の建設に着手し、現在の本市発展の基礎が築かれました。

明治4年(1871年)の廃藩置県により津山県、北条県が置かれていましたが、明治9年(1876年)岡山県に合併されました。その後、明治31年(1898年)の中国鉄道津山口・岡山間の開通、大正12年(1923年)の津山駅までの延長、昭和11年(1936年)の津山・姫路間の開通などを経て、現在の中心地が形成されました。

昭和4年(1929年)2町4村の合併により、津山市として市制を施行し、当時の人口は33,361人、面積は38.5km²でした。昭和29年、30年には近隣の町村を合併し、人口も80,883人、面積は185.6km²となりました。しかし、高度経済成長期に入り、昭和40年頃まで若者を中心に都市部への流出が続き、人口も減少に転じました。

昭和50年(1975年)中国縦貫自動車道開通により、市内の工業団地への誘致企業の立地、商業・サービス業の活発化や若者の定住が進み、平成7年頃まで人口も漸増が続きました。

平成17年2月28日には、加茂町、阿波村、勝北町及び久米町の区域を合併し、岡山県北では初の10万都市となり、県北の中心都市として今後より一層の躍進が期待されています。

主要指標

- 1 人口（人口・階層別・昼間）
- 2 世帯数
- 3 産業別就業者数

1 人口（人口・階層別・昼間）

（1）人口

津山市の人口は、昭和55年以降増加傾向を示していましたが、平成7年（1995年）の113,617人をピークに減少傾向に転じており、平成22年（2010年）の人口（国勢調査）は106,788人となっています。

今後、自然減・社会減が想定されますが、出生数の増加と純移動率を改善させることにより、人口減少の克服に取り組んでいきます。

【推計方法】

- ・5歳以上の年齢階層の推計は、平成22年国勢調査人口を基準として出生率や純移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算するコーホート要因法による。
- ・0 - 4歳人口の推計においては、子ども女性比及び0 - 4歳性比の仮定値によって推計。

人口の推移

（単位：人、％）

	年次	人口	増減数	増減率
実績	平成2年	112,386	-	-
	平成7年	113,617	1,231	1.1
	平成12年	111,499	2,118	1.9
	平成17年	110,569	930	0.8
	平成22年	106,788	3,781	3.4
推計	平成27年	102,689	4,099	3.8
	平成32年	98,852	3,837	3.7
	平成37年	95,000	3,852	3.9

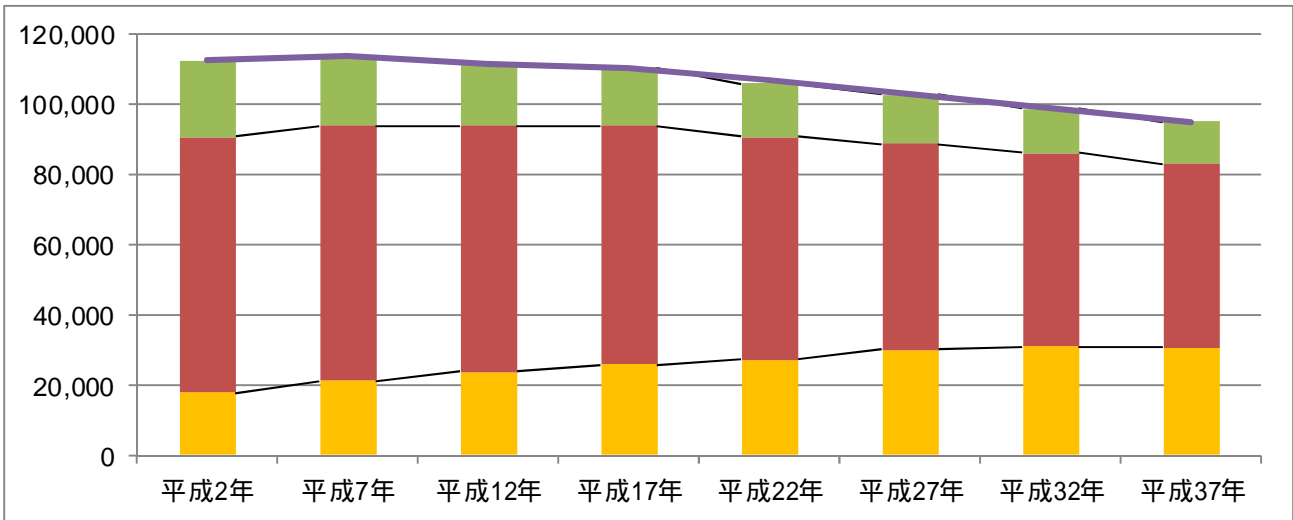
（資料：国勢調査）

(2) 階層別人口

平成22年における階層別人口を見ると、年少人口15,146人(14.1%)、生産年齢人口63,561人(59.5%)、老年人口27,184人(25.4%)という構成になっており、少子高齢化が進行しています。推計を見ると年少人口、生産年齢人口における人口減が進みますが、老年人口は平成22年から平成37年にかけて7.0ポイントも上昇し、一層の超高齢社会を迎えることが想定されます。

階層別人口の推移

(単位：人)



	実績					推計		
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
総人口	112,386	113,617	111,499	110,569	106,788	102,689	98,852	95,000
構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口	21,516	19,685	17,713	16,618	15,146	13,986	12,764	11,902
構成比	19.1	17.3	15.9	15.0	14.1	13.6	12.9	12.5
生産年齢人口	72,987	72,770	69,958	68,048	63,561	58,683	55,260	52,313
構成比	64.9	64.0	62.7	61.5	59.5	57.1	55.9	55.1
老年人口	17,874	21,145	23,822	25,900	27,184	30,019	30,829	30,785
構成比	15.9	18.6	21.4	23.4	25.4	29.2	31.2	32.4

(資料：国勢調査)

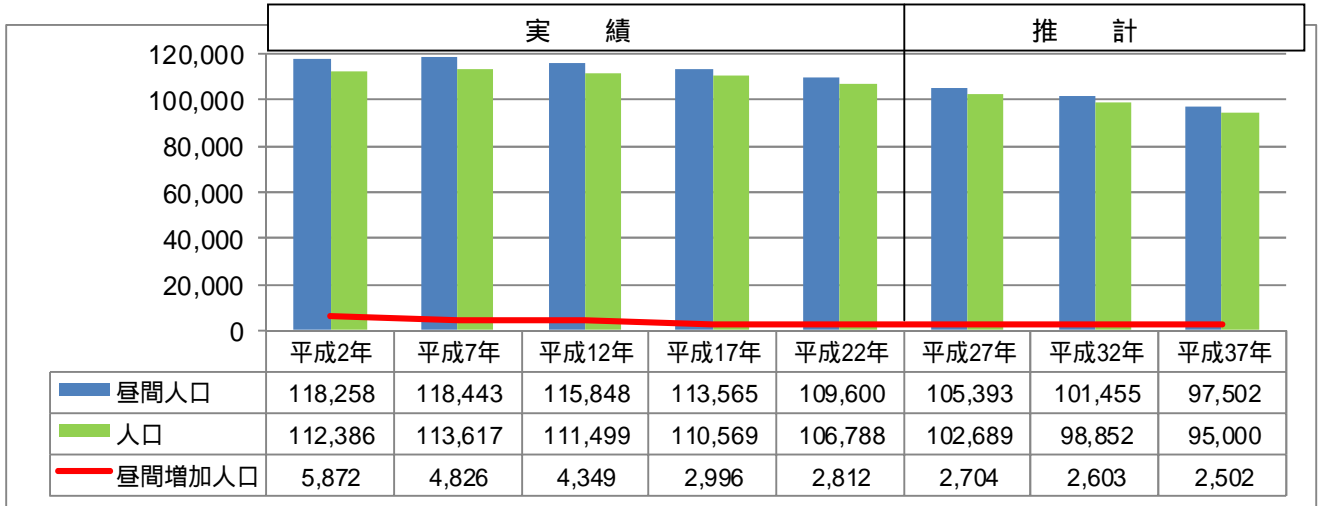
年少人口：0～14歳 生産年齢人口：15～64歳 老年人口：65歳以上
平成2年～平成22年の総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

(3) 昼間人口

津山市の昼間人口は、生活圏の中心都市として吸引力が強く、平成12年では人口を約4千人上回っていました。しかし、経年変化を見ると、人口と同様に、平成7年の118,443人、443人をピークに減少に転じています。また、将来的に人口減少が続く場合、昼間増加人口及び昼間人口とも減少傾向を示すことが予測され、昼間人口においては、平成37年には97,502人となり、ピーク時の平成7年より約21,000人の減少が見込まれます。

昼間増加人口

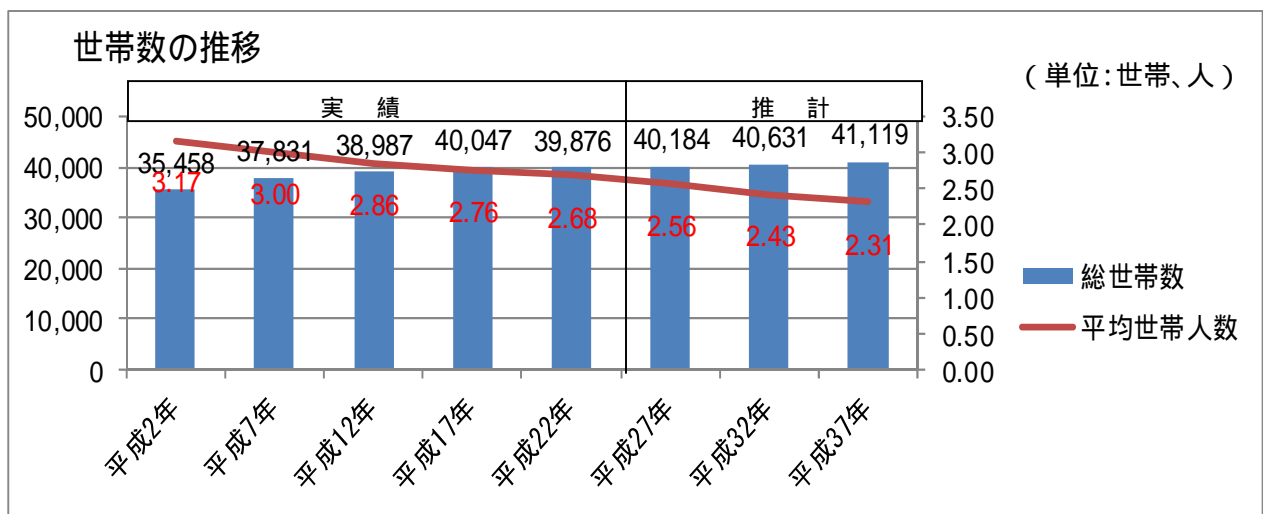
(単位：人)



(資料：国勢調査)

2 世帯数

総世帯数については、ほぼ横ばいで推移し、平成22年には39,876世帯となっています。1世帯当たりの人員は減少傾向が見られ、平成22年には2.68人と一層の核家族化が進んでいます。核家族化の傾向は今後も続くものと想定され、平成37年には2.31人と減少し、総人口が減少するものの、世帯数は増加するものと想定されます。



(資料：国勢調査)

3 産業別就業者数

産業別就業者数については、平成2年から平成22年までの間、平成7年をピークに減少しています。

今後も生産年齢人口の減少によって、就業者数も減少すると予測されますが、第3次産業の産業別割合は増加すると想定されます。

産業別就業者数の推移

(単位:人、%)

	実績					推計		
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
総数	54,992	56,613	54,805	52,842	50,472	47,947	45,665	43,256
構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第1次産業	5,783	5,293	4,266	4,090	2,982	2,524	2,142	1,808
構成比	10.5	9.3	7.8	7.7	5.9	5.3	4.7	4.2
第2次産業	18,943	19,130	17,995	15,185	13,125	11,787	10,612	9,502
構成比	34.4	33.8	32.8	28.7	26.0	24.6	23.2	22.0
第3次産業	30,247	32,122	32,461	32,923	30,719	29,779	28,942	27,976
構成比	55.0	56.7	59.2	62.3	60.9	62.1	63.4	64.7

(資料:国勢調査)

第1次産業:農業、林業、漁業を統合したもの。

第2次産業:鉱業、建設業、製造業を統合したもの。

第3次産業:電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務を統合したもの。

総数には、分類不能産業を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

時代の潮流と課題

- 1 本格的な人口減少・少子高齢社会の到来
- 2 地方分権と協働のまちづくりの推進
- 3 グローバル社会の進展に伴う産業構造や就業環境の変化
- 4 安全で安心を求める意識の高まり
- 5 教育環境の変化、生涯学習の推進
- 6 環境に配慮した低炭素社会・循環型社会への移行
- 7 地域コミュニティの維持

1 本格的な人口減少・少子高齢社会の到来

我が国は、平成20年をピークに本格的な人口減少社会へ突入しました。

本市においても平成8年から人口減少に転じ、平成17年の合併以降この10年間で約7千人が減少しています。

多くの地方都市では、人口減少と急速な少子高齢化の進行が、労働力人口の減少による経済の衰退、社会保障負担の増大、税収の減少などを招き、必要な行政サービスの提供が困難になるなど、市民生活全般に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

人口減少を克服し地方を創生するため、本市においても、産業の活性化と地域資源の活用による雇用創出への取組と、結婚、出産、子育て環境の充実が喫緊の課題となっています。

また、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年(2025年)を見据えて、高齢者が地域の中で、生きがいをもって元気に暮らせる施策の推進が必要です。

2 地方分権と協働のまちづくりの推進

地方分権の進展により、地方自治体は自己決定、自己責任を基本に、まちの魅力や特性を活かした特色ある地域づくりや自立した行政運営ができる体制づくりが求められています。

また、市民、団体、企業などが自ら主体となってまちづくりに参画し、互いに連携・協力し合う協働の仕組みを強化していくことが必要であり、情報を積極的に提供し共有化を進めるとともに、多様化する市民ニーズに応えていくために、効率的な行財政運営や職員の政策形成能力など自治能力の向上を図ることが必要です。

3 グローバル社会の進展に伴う産業構造や就業環境の変化

交通や情報ネットワークの発達により、経済のグローバル化が急速に進展し、国際間の競争がますます激しくなっています。

生産コストを削減し、国際競争力を高めるために、企業の生産拠点の海外への移転や集約化が進み、国内の製造業の空洞化がますます顕著になっています。また、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)(注1)など貿易の自由化により産業構造が大きく変化することが予想されることから、地域産業の競争力を高める必要があります。

就業面では、非正規雇用者の割合が増加し、格差社会の進行が深刻となっています。また「ニート」の増加・年長化が問題となっており、雇用環境の改善や若者の就労意欲の向上が求められています。

4 安全で安心を求める意識の高まり

近年、異常気象による局地的な大雨等により、土砂災害などの自然災害の多発や東日本大震災の発生により、市民の安全、安心の意識が一層高まっており、自

主防災組織の強化など、これまで以上に災害に強いまちづくりが求められています。

また、空き家の増加により、老朽化や災害による倒壊の危険性や衛生・防犯上の問題の発生が危惧されていることから、利活用とともにその対策が急務となっています。

さらに、食に関する安全性の問題や子どもや高齢者を巻き込む犯罪の発生等、市民生活への不安が拡大しています。

市民が安全で安心して、快適な生活を送るためには、市民一人ひとりが協力し、見守りなどの助け合いや、災害時における市民相互の支え合いなど、自助・共助（注2）を基本としたまちづくりを進めていかなければなりません。

5 教育環境の変化、生涯学習の推進

知識基盤社会の本格的な到来に向けて、次代を担う子どもが、主体的・能動的に考え取り組んでいく力や、社会を生き抜く力を身につける教育が求められています。

しかし、児童虐待・いじめなどの身体的、精神的な暴力、経済格差の拡大による子どもの貧困、家庭・地域社会における教育力の低下など、子どもを取り巻く環境は深刻な状況が続いています。これらの問題に対応し、子どもたちが安心して生活できる環境を確保するとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担い、連携をさらに深めながら、学力の向上や学習習慣の定着に取り組んでいかなければなりません。

また、幅広い世代の人々が、文化・芸術・スポーツなどを通じ学び合い、生涯にわたって生きがいや楽しみを感じる環境づくりが必要です。

6 環境に配慮した低炭素社会・循環型社会への移行

産業活動の活発化やエネルギー消費の増加に伴い、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの環境問題が地球規模で顕在化しています。

また、福島第一原子力発電所の事故を契機として、環境・エネルギー問題への意識や関心が一層高まっており、低炭素社会（注3）・循環型社会（注4）の形成、自然環境の保全、再生可能エネルギーの普及活用などを求める動きが活発化しています。

市民、事業者、行政が連携して、環境に配慮した取組を進め、人と自然が共生するまちづくりを推進していく必要があります。

7 地域コミュニティの維持

核家族化の進行や個人の価値観・ライフスタイルの多様化により、家族や地域との関わり方が変化する中で、郷土愛や人と人とのつながりの希薄化が進んでおり、地域コミュニティの活力の低下が懸念されています。

多くの地方都市では、人口の流出や高齢化が進展し、地域コミュニティの維持が困難になってきており、対策が急務になっています。特に中山間地域において

は、急速に高齢化が進み、存続が危ぶまれる集落も出てきており、生活環境やコミュニティ、地域活動の場を維持する「小さな拠点（注5）」づくりを進め、地域での支え合いのシステムを再構築し、中心部との公共交通ネットワークによる結び付きを強めていくことが求められています。

語句説明

（注1）環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）

「Trans-Pacific Partnership」の略称で、環太平洋諸国が締結を目指して交渉を行う広域的な経済連携協定のこと。

（注2）自助・共助

自助は自らの身は自らが守ること、共助は地域や近隣の人が互いに助け合うことであり、災害発生時の初期消火や救助等、発生直後の対策における自助・共助が果たす役割は大きくなっている。

（注3）低炭素社会

地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会。

（注4）循環型社会

廃棄物の発生抑制、循環資源としての再利用、適正処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

（注5）小さな拠点

公民館や小学校区など、複数の集落が集まる地域において、生活環境やコミュニティを維持するため、地域活動や交流の拠点となる地区。